

情報公表未報告減算の取扱いについて

令和6年度の指定障害福祉サービス等の報酬改定において、利用者への情報公表や災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、令和6年4月1日より、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所等に対する減算が新設されました。

事業所等の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

1. 対象となるサービス及び算定される単位数

療養介護、施設入所支援、障害者支援施設が行う昼間実施サービス、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

→所定単位数の10%を減算

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護*、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）*、就労移行支援*、就労継続支援*、就労定着支援、就労選択支援（令和7年10月1日創設）、地域移行支援、地域定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
※障害者支援施設が行う昼間実施サービスを除く

→所定単位数の5%を減算

2. 減算が適用される要件

障害者総合支援法第76条の3及び児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合

3. 減算の適用期間

(1) 減算の適用開始月

基準を満たさない事実が生じた月

なお、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用する。

(例:令和6年10月の運営指導等において、情報公表の未報告が判明した場合、令和6年10月からではなく、当該減算が新設された令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。)

(2) 減算の適用終了月

基準を満たさない状況が解消されるに至った月

○改善計画・改善報告様式の県HP掲載場所

県HPトップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け >

> 7-1 障害福祉サービス事業所・施設関係

> (1) 事業者の指定、報酬算定に係る届出等について

> ○その他

> 情報公表未報告減算について

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第76条の3 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」という。）の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして主務省令で定めるものをいう。第8項において同じ。）を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2～8 [略]

【参考】児童福祉法

第33条の18 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条及び第33条の23の2第3項において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第8項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2～8 [略]